

番号	1. ①
項目	【安全な道路の通行のために】 弁天町交差点南側のエレベーター工事の着工を急ぐこと。
(回答) 弁天町駅前交差点南側の国道 43 号地下道へ通じるエレベーターの設置工事は、同地下道を所管する国土交通省において進められております。南西側は令和 7 年 11 月 25 日より着工されており、南東側も続けて実施される予定と聞いております。	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話 : 06-6576-9978

番号	1. ②
項目	【安全な道路の通行のために】 JR 弁天町駅旧北口から国道 43 号を跨ぐ通路の自転車通行路を、車椅子や障害児用バギーが通行できるものに改善すること。
	(回答) JR 弁天町駅旧北口から国道 43 号を跨ぐ連絡通路は国土交通省が所管しています。同省によると、連絡通路の構造上、ご指摘の改善は非常に困難な状況であると聞いております。
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話：06-6576-9978

番号	1. ③
項目	JR 弁天町駅の東側（べんてんひろば周辺歩道も含む）への視覚障害者用誘導ブロック・点字ブロックの設置を求める。
<p>(回答)</p> <p>本市では、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」及び「視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説」に基づき、公共交通機関（駅、バス停等）から視覚障がい者がよく利用する施設（公共施設、医療機関、福祉施設など）までの経路等において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を行っています。</p> <p>弁天町駅周辺については、平成 16 年に作成された弁天町地区交通バリアフリー基本構想について、昨年、地域の障がい当事者等も参加していただいたワークショップでのご意見を踏まえ、基本構想の変更原案として取りまとめられています。</p> <p>この変更原案において、高齢者、障がい者等が日常生活において利用する旅客施設や福祉施設等を結ぶ経路（生活関連経路）を設定しており、各生活関連経路における整備等の内容等を定められています。</p> <p>JR 弁天町駅の東側では、べんてんひろば北側の東西道路（市道港区第 22 号線）が生活関連経路となっており視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が前期（令和 12 年まで）の特定事業に位置づけられています。</p> <p>なお、これらの生活関連経路以外の道路で視覚障がい者誘導用ブロックの敷設についてご要望がある場合は、具体的な箇所をお示しいただければ、敷設基準等に基づき、設置の可否を判断してまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-6862

番号	1. ④
項目	<p>弁天1丁目西側歩道（コーナン前からNTT前にかけて）と市岡2丁目1番地先から2番、3番地先（関西スーパー前）にある電柱をとり除き、電線は地中に埋設し、歩道を整備し安心して通行できるようにすること。</p>
<p>（回答）</p> <p>本市では、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」及び「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき道路の整備に努めております。</p> <p>ご要望の「弁天1丁目西側歩道（コーナン前からNTT前にかけて）」の道路につきまして、現況の歩道幅員は、両側2m、車道幅員6m、全幅10mの対面通行となっております。</p> <p>その歩道内にある電柱部分を除くと有効幅員は1mとなっており、車いすが通行できる最小幅員を確保できている状況です。</p> <p>また、「市岡2丁目1番地先から2番、3番地先（関西スーパー前）」の道路につきまして、現況の道路幅員は、7.3mの歩道の無い対面通行となっております。</p> <p>冒頭の基準では、歩道設置に必要な幅員は片側2m以上と対面通行の車道幅員6mを確保する必要があり、現況道路に歩道を両側に設置した場合は、車道幅員は、3.3m以下、片側に設置した場合は、5.3m以下となり、歩道整備は困難な状況ですが、令和2年度に車道外側線およびグリーンラインを設置し交通安全対策を行いました。</p> <p>「電柱を地中に埋設」いわゆる無電柱化について、本市では「大阪市無電柱化推進計画」および「大阪市無電柱化整備計画」に基づき、計画的に整備を進めており、ご要望の区間は整備計画の対象となっていないため、無電柱化の予定はありません。</p> <p>また、当該区間では、電線共同溝（道路地下に電力線・通信線等の管路やケーブルを収容する施設）の維持管理や分岐・接続・引込み等に必要な地上機器を設置するスペースの確保が困難であることから、無電柱化の実施は難しい状況です。</p>	
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 電話：06-6615-6787</p> <p>建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話：06-6576-0761</p>

番号	1. ⑤
項目	<p>弁天・磯路地域の店舗敷地内に駐輪場の設置と整理・管理を求める。特にドンキ周辺の歩道はドンキ駐輪場になってしまっているため、通行の障害になり衝突転倒事故の危険がある。</p>
<p>(回答)</p> <p>店舗等の集客施設を利用する目的で集まる自転車に必要な自転車駐車場に関しましては、平成22年に制定・施行した「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」において、自転車等の駐車需要を生じさせる集客施設側で自転車駐車場の設置を務めるよう求めています。</p> <p>特に、大量の自転車の駐車需要を生じさせる一定規模以上の集客施設等に対しては、条例の施行後に新築や増築等をする際に、自転車駐車場の設置を義務付けております。</p> <p>また、現地での違法駐輪対策につきましては、放置禁止区域（即時の撤去区域）ではないため、即時撤去ができず、店舗利用客に対して自転車駐車場への案内や整理を実施するよう店舗に対しての指導や、歩道に自転車を止めようとする利用客に対し口頭指導を行うとともに、長期放置自転車用の撤去予告のエフを貼付し、貼付後1週間以上放置されている自転車の撤去を計画的に行っております。</p> <p>なお、撤去にあたり、店舗前に駐輪されている自転車に対して撤去予告のエフを貼付するものの、店舗利用客による駐輪がほとんどであるため、放置されたままで撤去対象となる自転車は、数台のみという状況です。</p> <p>今後とも長期放置の自転車の撤去を実施するとともに、粘り強く、店側に対して、利用客への自転車駐車場への案内や整理を実施するよう指導いたします。</p>	
担当	<p>建設局 総務部 管理課（自転車対策担当） 電話：06-6615-6811</p> <p>建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話：06-6576-0761</p>

番号	1、⑥
項目	市岡 2 丁目 14 番地先と市岡 1 丁目 21 番地先との交差点両側に横断歩道を付けるなど、安全対策をとること。警察に対して働きかけをすること。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	1、⑦
項目	「市岡元町 3」交差点の国道 43 号をわたる横断歩道の段差解消など整備をすること。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	1. ⑧
項目	市岡元町、市岡高校そばのみなと通りに架かる陸橋の階段部分が歩道を狭くしており、歩行者が自転車と接触する危険があるため、安全対策を講じること。地域住民からは「陸橋を撤去してほしい」との声もある。
<p>(回答)</p> <p>歩道の狭いことについては歩道橋の構造上ご理解をお願いします。通行の安全対策については関係機関と協議検討していきます。</p>	
担当	建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話：06-6576-0761

番号	1. ⑨
項目	千舟橋北側陸橋（通称夕焼け橋）の傾斜を緩やかにし、自転車や車椅子でも安全に通行出来るよう改善すること。千舟橋南側陸橋（高速入口側）の老朽化対策（耐震強化、路面のすべり止めの更新など）をすること。
<p>(回答)</p> <p>千舟橋北側陸橋（通称：夕焼け橋）の傾斜については、阪神高速道路天保山出口を立体横断する際に所定の高さ基準を遵守しつつ現道の道路の高さに擦り付ける必要があるといった地形の制約があるため、最大縦断勾配が8%となっています。これは「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」における「地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合」の歩道等の勾配8%を満たしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>また本市では、市民のみなさまが道路を安全・安心に通行できるよう、法令に基づく定期点検に加え、道路を維持管理する現場事務所による日常的な巡視点検を行い、状況把握に努めています。点検の結果、補修が必要と判断した箇所については、交通安全上の緊急度等を踏まえて総合的に優先順位を決定し、必要な予算を計上したうえで順次対応しています。</p> <p>なお、千舟歩道橋は耐震性能を備えた横断歩道橋であり、老朽化対策については、今後も定期点検および巡視点検の結果を踏まえ、必要に応じた補修に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 橋梁課 電話：06-6615-6818 建設局 道路河川部 道路課（道路維持担当） 電話：06-6615-6801 建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話：06-6576-0761

番号	1、⑩
項目	道路の白線が消えかかっているところは速やかにひき直しすること。
<p>(回答)</p> <p>本市では市民のみなさまが道路を安全・安心に通行していただけますよう、短期集中的な補修として幹線道路の劣化している区画線の補修を令和6年度末までに完了し、引き続き令和8年度末までに生活道路の消えている区画線の補修完了をめざしています。</p> <p>なお、区画線は経年劣化をしていくものであるため、状態監視をしながら計画的に補修していく取り組みを進めていきます。</p> <p>また、横断歩道などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 (道路維持担当) 電話：06-6615-6801

番号	2. ①
項目	<p>【築港地域の医療水準をまもるために】 医療空白となった築港地域の住民に医療機会を保障するために早急な対策を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>医療機関が進出するためには、基本的に居住人口の回復が重要であり、より多くの人を引き付けることのできるまちとすることが重要と考えています。</p> <p>築港南地区の活性化を図り、若い世代に住んでもらえるようなまちづくりを早急に進める必要があります、大阪港湾局の埋め立て事業の進捗状況も見据えまちの活性化を進めてまいります。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話：06-6576-9978

番号	2. ②
項目	<p>【築港地域の医療水準をまもるために】</p> <p>みなと中央病院跡地の利用について、「住宅用途を主目的とする条件を付して売却していただく旨、独立行政法人地域医療推進機構に了解していただいております」との同意を得ているということであるが、跡地利用について進捗状況の説明を求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>築港地域の活性化を図り、居住者、特に子育て層が多く住んでいただきたいと考えております。平成 26 年 12 月に当時、橋下市長名で「住宅用途を主目的とする条件を付して売却いただくよう」厚生労働省管轄の独立法人あてに要望書を提出しています。</p> <p>また、令和 4 年 6 月にも改めて、山口区長名で同様の要望書を提出しています。</p> <p>これまでの進捗状況としては、令和 6 年 2 月から建物解体工事を実施しており、令和 8 年 4 月 30 日完了予定と聞いております。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話：06-6576-9978

番号	3. ①
項目	<p>【地震・津波・高潮など、災害対策の整備について】</p> <p>尻無川・安治川・三十間堀川・天保山運河の堤防の築 60 年で経年劣化しているところは直ちに補修すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>尻無川・安治川・三十間堀川・天保山運河の堤防を含め大阪港の防潮堤については、「大阪市公共施設マネジメント方針」に基づき「大阪港海岸施設維持管理計画」を策定しており、防潮堤等の海岸施設の老朽化対策として、「維持管理計画の策定」、「施設の点検」、「健全度の評価」、「方針の策定」、「対策の実施」、「計画の見直し」という、維持管理のサイクルを実践しているところです。</p> <p>まず、「維持管理計画の策定」は、構造物に備わった性能及び機能を維持していくことを目的とし、点検診断の時期・方法や、補修時期・方法・費用等を試算した補修計画等を作成しています。</p> <p>さらに、計画に基づき、点検を実施しており、腐食や損傷の程度や箇所数等に基づき、施設の健全度を評価しています。</p> <p>併せて、浸水被害の大きさなど社会的影響度等を勘案しながら、補修箇所を選定し、補修工事を実施しているところです。</p> <p>なお、維持管理計画については、定期的に見直しを実施しており、適宜補修時期・方法・費用の見直しなどを反映・更新しており、引き続き適切な老朽化対策に努めてまいります。</p>	
担当	<p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7803</p> <p>大阪港湾局 施設管理部 海務課（防災保安） 電話：06-6572-2691</p>

番号	3、②
項目	南海トラフ巨大地震に対応できるよう、堤防の液状化対策を完成すること。堤防の高さを少なくとも此花区の 7.2 メートルまでかさ上げすること。
<p>(回答)</p> <p>平成 25 年 8 月に大阪府から公表された津波浸水想定をもとに、堤防の耐震・液状化対策を「南海トラフ巨大地震対策の大きな柱」として位置づけ、港区では令和 5 年度末に対策を完了しています。</p> <p>また、大阪港の堤防の高さは、百数十年に一度程度のマグニチュード 8 クラスの地震による津波に対し、港区では浸水被害を防ぐことができるとされる O.P. いわゆる大阪湾最低潮位プラス 5.7～7.2 メートルで整備済みです。</p>	
担当	大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話： 06-6615-7777

番号	3、③
項目	三十間堀川入堀の撤去・埋め立てを直ちに完了すること。
<p>(回答)</p> <p>三十間堀川入堀に関する事業については、埋め立て後の土地利用についての市場ニーズに加え、採算性を確認した上で進めていく必要があります、今後、これらの状況を見極めながら、事業スキームを検討していきます。</p>	
担当	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話： 06-6615-7776

番号	3、④
項目	尻無川水門を、南海トラフ巨大地震に対応できるものに改築すること。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	3、⑤
項目	身近な場所に避難できるよう、津波避難ビルの地域の偏りをなくすこと。また、夜間、休日にも対応できる津波避難ビルを増やすこと。
<p>(回答)</p> <p>港区役所では、大阪市が策定する「大阪市地域防災計画」に基づき、津波避難ビルの確保に取り組んでいます。</p> <p>津波避難ビルに指定できる建物の要件としては、原則鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合し、各浸水想定浸水深よりも高い位置の階を有していることなどがあります。</p> <p>港区役所としましては、津波避難ビルの分布状況が地域によって偏りがあることは認識しており、上記要件にあてはまるビルの施設管理者に対し、地域と協働し働きかけを行っています。</p> <p>また施設管理者との協議の際には、夜間や休日にも避難可能としていただけるよう働きかけを行っています。</p> <p>今後とも、引き続き区の特性を踏まえた防災対策を強化するとともに、地域防災力の向上に取り組んでまいります。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課・安全・安心グループ 電話：06-6576-9881

番号	3、⑥
項目	避難施設（学校・体育館）に備蓄する物品などは、女性の意見を重視し、目隠し用テント・生理用品・赤ちゃん幼児用品などを充実させること。
<p>(回答)</p> <p>港区役所では、大阪市が策定する「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、各災害時避難所に備蓄物品を配備しており、目隠し用テント（簡易テント）・生理用品・赤ちゃん幼児用品などの配備も進めています。</p> <p>今後は、上記計画が定める必要数量に基づき備蓄品の充実を図るとともに、地域の自主防災組織等における女性のご意見を聴取し、広く包括的な備蓄の推進に取り組んでまいります。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課・安全・安心グループ 電話：06-6576-9881

番号	3、⑦
項目	町の公衆電話が少なくなっている。災害時のライフライン確保のためにも公衆電話の増設が必要。十分な数を設置するよう NTT に要請すること。 <u>公衆電話の場所をハザードマップに掲載すること。</u>
	<p>(回答)</p> <p>【公衆電話の増設について】 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。</p> <p>【公衆電話の場所について】 下線のみ回答 ※港区役所が作成している「港区防災マップ」をご要望文中の「ハザードマップ」と解釈して回答しています。</p> <p>港区役所では、例年夏頃に区の広報紙「広報みなと」において、防災特集記事として「港区防災マップ」を掲載しており、災害時避難所や津波避難ビル、一時避難場所等の位置を分かりやすく表示していますが、公衆電話の場所については、マップ上のスペースが不足していることから、やむを得ず省略しております。</p> <p>なお、公衆電話の設置場所については、西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）のホームページ「公衆電話 設置場所検索」において、マップ上でご確認いただくことが可能となっております。</p> <p>また、大阪市では、各災害時避難所に災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができる「災害時用公衆電話」を備蓄しており、避難所等が開設された際、施設管理者により設置され利用が可能となります。</p> <p>今後とも、引き続き区の特性を踏まえた防災対策を強化するとともに地域防災力の向上に取り組んでまいります。</p>
担当	<p>【公衆電話の増設について】 港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683</p> <p>【公衆電話の場所について】 港区役所 協働まちづくり推進課・安全・安心グループ 電話：06-6576-9881</p>

番号	4、①
項目	JR 弁天町駅の「旧北口・旧南口改札」の再開、新設された「内回り口改札」の反対ホームに「外回り口改札」の新設を要望する区民の声に応え、区として JR 西日本への働きかけを求める。
(回答)	
大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683

番号	4、②
項目	赤バス（港ループ）を復活すること。
<p>(回答)</p> <p>地域コミュニティ交通の構築につきましては、必要に応じて交通施策を所管する部局と調整してまいりたいと考えています。</p>	
担当	港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683

番号	4、③
項目	バス停を変更する時は、使用者にわかりやすく明示すること。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	4、④
項目	すべてのバス停に雨除けやベンチを設置すること。暗くなると時刻表が見えないため、電灯をつけること。
(回答)	
大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	4、⑤
項目	「弁天町駅前バス停」は東方向行きと西方向行が同じバス停になっていて紛らわしく、間違っ乗ってしまう人が出ている。通勤時は昇降客が多く混雑するので、バス停を二か所に分けること。大阪関西万博の開催中は「旧弁天町バスターミナル」を使用していたので活用を求める。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683

番号	4、⑥
項目	大阪メトロ弁天町駅ホームに、椅子（ベンチ）の設置を求める。
(回答) 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683

番号	4、⑦
項目	大阪メトロ中央線の車掌が不在のままになっている。安全確保のため、車掌を配置すること。
(回答)	
大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	4、⑧
項目	以上の②～⑦の区民の要望に応え、区として大阪メトロへの働きかけを求める。
<p>(回答)</p> <p>大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。</p> <p>4、③～⑦につきましては、大阪市都市交通局を通じて大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社に移ちようします。</p>	
担当	港区役所 総務課 (総合政策) 電話 : 06-6576-9683

番号	5. ①
項目	<p>進行中の「大阪市営住宅ストック総合活用計画」で進められている市営住宅の建て替えは予定通り行い、建設戸数を増やす。建て替えのない中層住宅では高齢化が進み階段の昇降が困難である。エレベーターの設置など住環境の向上を図る。家賃は据え置くこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>建替事業については、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、従前居住世帯数に限定して、計画的に建替えを進めているところです。</p> <p>また、エレベーターが設置されていない中層住宅のうち、長期活用可能な住宅につきましては、エレベーター単独設置により有効活用を図っています。</p> <p>公営住宅の家賃については、公営住宅法等の規定により決定されていますが、公営住宅建替事業の施行に伴い建替え後の住宅の家賃が建替え前の住宅の家賃よりも上昇する場合は、当該上昇分を毎年度6分の1ずつとなるように負担調整（激変緩和）措置を5年間講じております。</p>	
担当	<p>都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ 電話：06-6208-9243</p> <p>都市整備局 住宅部 建設課 建替改善グループ 電話：06-6208-9251</p>

番号	5. ②				
項目	築港住宅の建替え計画があれば示すこと				
<p>(回答)</p> <p>本市では、約 11 万戸の市営住宅を管理しており、これらの住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用するため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めています。</p> <p>築港住宅については、現行の計画（令和 3 年 3 月策定）において活用手法を「建替」「継続活用」としてありますが、令和 8 年 3 月末に新たな計画を公表する予定です。</p> <p>なお、建替事業に着手する時期については、現在のところ未定です。</p>					
担当	都市整備局	住宅部	建設課	建設設計グループ	電話：06-6208-9243
	都市整備局	住宅部	建設課	建替改善グループ	電話：06-6208-9251

番号	5. ③
項目	<p>建て替え移転後の跡地は民間に払い下げではなく、住民の要望にそって活用すること。 池島・八幡屋の建て替え後の跡地の活用計画を示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>市営住宅の建替事業の推進にあたって、土地の高度利用を図ることにより生み出した余剰地については、これまでも、道路や公園、保育所など、地域に必要となる施設の整備に活用するとともに、民間活力も活かしながら、コミュニティミックスに資する良質な民間住宅や生活利便施設等の導入を図っているところです。</p> <p>池島・八幡屋における建替事業後の余剰地も含め、引き続き、地域のまちづくりを担う区役所と連携し、地域のまちづくりニーズに的確に対応できるよう、市営住宅跡地の有効活用を進めてまいります。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 団地再生グループ 電話： 06-6208-8427

番号	5、④
項目	市営住宅においては高齢化が進み、自治会役員の成り手が居なくなり地域社会が成り立たなくなっている。区としてこのような状況を、どう考え対策をとっているか示すこと。
<p>(回答)</p> <p>町会（自治会）役員の成り手不足等につながる町会加入率の低下については、令和 6 年 3 月に大阪市が「大阪市町会加入促進戦略」を策定し、これに基づき各区で町会加入促進アクションプランを策定しているところであり、港区においても令和 6 年 7 月に「港区町会加入促進アクションプラン」を策定しました。策定にあたり課題を調査した結果、「町会を知らない」「町会が何をしているか分からない」「加入方法を知らない」といったご意見が多く見受けられたことから、まずは広く区民の皆様に町会の情報を発信し、認知を高めることが重要と考え、取組を進めています。</p> <p>例えば、転入者の方には転入届時の配布資料に案内を同封しているほか、広報紙や SNS、区民まつり等の各種イベント、子育て世代向け事業や乳幼児健診など、様々な機会を捉えて周知・加入促進に取り組んでいます。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 市民活動推進担当 電話：06-6576-9884

番号	5. ⑤
項目	<p>近年、市営住宅には日本語が通じない住民が増えているが文化や生活習慣の違いから、度々、他の住民との間でトラブルが起きている。入居時の説明納得を徹底し、トラブル発生時は管理センターが入り積極的に解決に努めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>日本語が通じない入居者の場合は、各住宅管理センターにおいて「住まいのしおり」の英語版や中国語版をお渡しし、入居の際に知っていただきたいことや、守っていただきたいことを丁寧に説明しております。今後も分かりやすい説明を心がけるよう、各住宅管理センターに対して指導を行ってまいります。</p> <p>また、大阪市では入居者が共同生活のルールを守って快適な生活を送っていただくため、迷惑行為への対応策を定めており、入居者からの相談等があれば、管轄の住宅管理センターにて詳しく状況を聞き、適切に対応しております。さらに、ペット飼育や騒音などにより保管義務違反や迷惑行為に該当すると判明した場合は、調査の上、是正指導や警告を行い、改善されない場合は、住宅の明け渡しを求めるといった法的措置をとることとしております。</p>	
担当	<p>都市整備局 住宅部 管理課 (管理担当) 電話：06-6208-9261</p> <p>都市整備局 住宅部 管理課 (入居契約担当) 電話：06-6208-9264</p>

番号	5-⑥
項目	民泊について、区民の安心・安全な生活環境を守るため、民泊の新規申請の即時停止を求める。苦情相談窓口を区役所に設置すること。
<p>(回答)</p> <p>特区民泊の新規受付の終了にあたっては、弁護士等からの「一定の経過措置期間が必要」との意見を踏まえ、現在申請準備を進めている事業者への影響に配慮するとともに、過度な経過措置期間が政策効果を損なう可能性があることも考慮し、内閣総理大臣による区域計画変更案の認定（令和7年11月28日）から6か月程度の経過措置期間を確保することが妥当と考えています。</p> <p>また、新法民泊は、国の「住宅宿泊事業法施行要領」において「本法は住宅宿泊事業を適切な規制の下、振興するというものであり、本法に基づく条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を一律に制限し、年中制限することや、都道府県等の全域を一体として一律に制限すること等は、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。」と示されており、大阪市全域での新規受付停止は困難であると考えています。</p> <p>苦情相談窓口については、保健所の他、環境局、経済戦略局等においても、特区民泊に関する問い合わせ窓口を設置しており、引き続き対応を続けてまいります。</p>	
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

番号	6、①
項目	臨港線の跡地は、緑地公園（遊歩道）、小規模家庭菜園などに活用するよう市が確保すること。また市岡4丁目の抽水場跡地は、市営住宅、後援など住民の要望に <u>そって活用すること。</u>
<p>(回答)</p> <p>【臨港線の跡地について】 大阪市の所管事項ではないため、回答できかねます。</p> <p>【市岡4丁目について】 下線のみ回答 当該用地については、現在、大阪市の市岡自転車保管所として活用しております。市岡自転車保管所は、毎月約2,000台の放置自転車が搬入されており、市内13カ所に設置しております自転車保管所の中でも、キタエリアなど市内中心駅付近の放置自転車を保管する主要な自転車保管所となっており、引き続き、自転車保管所として活用する予定です。</p>	
担当	<p>【臨港線の跡地について】 港区役所 総務課（総合政策） 電話：06-6576-9683</p> <p>【市岡4丁目について】 建設局 下水道部 調整課 電話：06-6615-7590 建設局 総務部 管理課（自転車対策担当） 電話：06-6615-6683</p>

番号	6. ②
項目	<p>【跡地の活用について】</p> <p>市岡商業高校跡地は区民の安全と福祉のための共同の土地として活用すること。 津波・高潮の避難施設、子育てや青少年の活動、高齢者の憩いの場など、区民のねがいを広く集めて有効活用を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>市岡商業高校跡地については、弁天町駅に近接する非常に開発ポテンシャルの高い場所であり、港区のまちづくりにとって大変重要なものであることから、令和6年4月に策定いたしました「弁天町駅周辺まちづくりビジョン」に定めるコンセプトなどに沿って、できるだけ港区民の暮らしに役立つ形で民間による活用が図られるよう、関係局とも連携して検討を進めています。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話：06-6576-9978

番号	6、③
項目	三十間堀入堀部の埋め立てが進んでいない。現状と計画について、地域住民へ説明する機会をつくるよう求める。三十間堀入堀部の埋め立てによる土地利用の計画作成に際しては公園や小規模家庭菜園等、地域住民の意見を取り入れて計画すること。
	(回答) 三十間堀入堀部の埋立事業については、埋め立て後の土地利用についての市場ニーズに加え、採算性を確認した上で進めていく必要があり、今後、これらの状況を見極めながら、事業スキームを検討していきます。
担当	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話： 06-6615-7776

番号	7. ①
項目	高齢者、障害者など移動弱者が、安心して散歩や買い物、病院などに休みながらいくるよう歩道の植栽の間などを活用してベンチを設置すること。
<p>(回答)</p> <p>歩道幅員に余裕があり、ベンチ等の設置後も、歩行者等の安全で円滑な通行が確保できる場合に、設置を検討することとしております。</p> <p>ベンチ等の休憩施設の設置にあたっては、設置箇所の歩道の幅員等の道路状況、利用ニーズ、周辺の休憩に利用できる代替施設の有無、また、設置箇所の近隣住民のご意見等を含めて総合的な検討が必要です。</p> <p>なお、ご要望の具体的な箇所をお示しいただければ、現地確認の上、検討いたします。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 (交通安全施策担当) 電話 : 06-6615-6862

番号	7. ②
項目	高齢化・独居世帯、また貧困・生活困窮世帯が増加するなかで、水道料金滞納が始まった時点で訪問するなど、行政として孤立死、孤独死防止への対策をとること。
<p>(回答)</p> <p>孤立死、孤独死防止への対策としましては、水道局のみならずライフライン事業者等と連携協定のもと、異変等を察知した際には通報いただくことで、安否確認や見守りを行い、必要に応じた支援を行っています。</p>	
担当	港区役所 保健福祉課 (福祉グループ) 電話 : 06-6576-9857

番号	8. ①
項目	<p><u>だれもが気軽に使える施設やグラウンド、小規模な緑地公園をふやすこと。</u>文化、学習、ボランティアの活動など、だれもが廉価で使える施設をつくること。</p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市は、もともと自然の緑に恵まれず、また古くから都市化が高密度に進んだため、緑やオープンスペースが少ない都市です。そのため、都市の貴重なスペースを確保し、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、大小さまざまな都市公園の整備を着実に進めてまいりました。</p> <p>また、公園の新設や再整備の際には、多くの皆様に利用いただくために、子ども向けの遊具広場や多目的に利用できる広場をつくるなど、スポーツをはじめとして様々な利用に対応できる公園づくりに努めております。</p> <p>今後も、新たな公園整備等による大幅な量的拡充は難しい状況にありますが、引き続き、都市公園の配置状況等を踏まえながら、多様化するニーズに対応した都市公園の整備（リニューアル等）を進め、子どもを含めだれもが安全・安心して楽しむことのできる魅力的な公園づくりを進めてまいります。</p>	
担当	<p>建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6689</p> <p>建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769</p>

番号	8①
項目	【公園・施設の拡充を】 だれもが気軽に使える施設やグラウンド、小規模な緑地公園をふやすこと。 <u>文化、学習、ボランティアの活動など、誰もが廉価で使える施設をつくること。</u>
	<p>(回答) *下線部分</p> <p>港区役所では、「港地区復興土地区画整理事業」の事業完了を記念して、広く区民に役立ち、今後の港区のまちづくりに貢献する公共施設「港区土地区画整理記念・交流会館」(以下、「交流会館」と言います。)を令和6年4月に開館いたしました。</p> <p>交流会館は、港区民センター、港区老人福祉センター、港区子ども・子育てプラザ、港図書館の機能を相乗的に発揮させ、幅広い世代の活動や交流を促進する施設として、区民の活動情報等のプラットフォームとしての機能、オープンな多目的スペース、講座や教室、ミニコンサートや作品展示など、さまざまな活動の発表の場等として広く区民に提供しております。</p>
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 (市民活動推進グループ) 電話：06-6576-9734

番号	8②
項目	<p>【公園・施設の拡充を】</p> <p>港区民センターの空きがなく、希望する日時が予約できないことが多い。旧港区民センターを修繕し、一部でも活用できるようにすること。</p>
<p>令和6年4月に開館しました「港区土地区画整理記念・交流会館」（以下、「交流会館」と言います。）内の港区民センターは、開館以来、多くの方にご利用いただいております。予約が取りにくい日程があることにつきましては、ご迷惑をおかけしております。</p> <p>もと港区民センターは、交流会館内の新しい港区民センターに移転・開館したことにより既に施設を廃止しております。もと港区民センターは複数の設備に不具合が生じている状況があり、新たに活用することは非常に困難であるため、このまま廃止施設として維持管理していくことになりました。ご要望の、もと港区民センターを修繕し、一部を活用するためには、多額の費用をかけた改修工事を行うことが必要であり、廃止した施設の適切で最低限の維持管理を行う以上のこととなることから、もと港区民センターの一部を区民センターとして活用することは考えておりません。</p> <p>交流会館内の港区民センターでは、日にちによっては予約が可能な時もございますので、ご検討いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進グループ）電話：06-6576-9734.

番号	8. ③
項目	すべての公園に高齢者用の運動器具を増設すること。
<p>(回答)</p> <p>高齢者によく利用されている健康器具は、高齢者はもとより年齢を問わず誰もが自分の体力に合わせてストレッチや筋力アップなどを手軽に行えることから健康維持や健康増進への効果が期待されており、自分の時間や体力などに合わせて気軽に運動ができるように、公園の利用状況や安全に遊具をご利用いただく空間を考慮した上で設置しております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	8. ④
項目	公園のトイレは、整備・清潔保持に努め、おむつ交換台や荷物置台を設置し利用しやすくすること。
<p>(回答)</p> <p>公園のトイレは来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、臭いなどの衛生面や、いたずらによる施設破損、防犯面などの課題があり、トイレを整備する際には、利用実態、施設配置状況、予算状況等様々な 観点を踏まえた上で、検討していく必要があります。おむつ交換台や荷物置台につきましては、上記の課題があることから、現在のところ設置する予定はございません。</p> <p>トイレの清掃につきましては、原則、週2回の清掃を行い、市民の方が快適に利用できるよう清潔の保持に努めております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769 建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当） 電話：06-6615-6759

番号	8. ⑤
項目	<p>老朽化している公園トイレ（磯路中央公園1号トイレなど）は建て替えをすること。建て替える場合は「大阪市の公園トイレにおけるトイレ設置基準」の項目6「設置するトイレの標準的な規模」に規定される設備の設置と、「おむつ交換台」の設置を求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>公園トイレの建て替えについては、多額の費用が必要となることから、利用実態、施設配置状況、予算状況等様々な観点を踏まえた上で、設置する設備の内容を併せて検討してまいります。現在は、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、優先的に改修を進めていく必要があると考えております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	8. ⑥
項目	公園樹・街路樹の剪定や雑草刈りの頻度を増やし、また、低木街路樹アベリアは伐採せずに剪定の頻度を高めて育成するよう求める。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和7年11月に今後の公園樹・街路樹の維持管理を、中長期的な視点で戦略的に進めていくため、「大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略」を策定しました。今後は、公園樹・街路樹を健全に育成し、樹木がもつ様々な機能効用が発揮されるよう、同戦略で定めた基本方針に沿って、樹木が植栽された環境に合わせ、計画的な更新や更新に合わせた配置の適正化だけでなく、樹高、樹形や管理水準を定め剪定を行うなど、計画的な維持管理に取り組んでまいります。</p> <p>公園の雑草については、近年、人件費等が上昇する中、一定の施工量を確保しながら、年年の天候や、公園の利用状況などによっても異なる雑草の繁茂状況に合わせ、除草を行っています。</p> <p>一方、雑草は、利用者が多い場所ではあまり繁茂しないことから、雑草が繁茂しやすく利用しにくくなっている公園や、周辺に住宅地等が立地し、潜在的な利用ニーズがある公園を対象に、雑草の発芽を抑制させ、快適な環境を整えることで、公園の利用を促進し、持続的に雑草の抑制を図ることを目的として、広場や園路の土の入れ替えや、土系舗装などを行う取組を試行的に進めています。</p> <p>除草と併せて、このような雑草を抑制する取組を行い、除草が必要な場所を減らすことで、予算をより有効に活用して除草が必要な場所での除草頻度を増やすなど、快適な公園の利用環境の確保に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	8、⑦
項目	港区の緑被率の目標と計画、磯路中央公園のクスノキ9本伐採後の植樹計画と進捗状況の説明を求める。
<p>(回答)</p> <p>緑被率の指標設定につきましては、港区に限定したものはございませんが、令和7年1月に策定した「大阪市緑の基本計画〈2026〉」では、みどりのまちづくり指標の1つとして、市域全体の緑被率を指標に設定しております。</p> <p>基準値は令和6年度末の調査結果に基づき10.7%とし、目標値は計画期間の満了となる令和17年度末時点で、公園整備等による緑地の増加を見込んでも、数値目標として明確に増加幅を示すほどの大きな伸びは見込みにくいことから、「現状以上」と設定しております。</p> <p>なお、磯路中央公園におけるクスノキ9本の伐採後の植栽につきましては、公園の空間や周辺環境に配慮し、令和5年度に低木クチナシ100株、令和6年度に高木ジンダイアケボノ（桜）5本を植栽いたしました。今後とも、樹木の適切な保全・育成に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6689 建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所 電話：06-6571-0552

番号	9、①
項目	<p>小学校3校（八幡屋小、港晴、池島）、中学校2校（港、築港）の統廃合が地域住民の反対を押し切り決定した。これ以上の統廃合を進めないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>港区では、令和6年1月に策定した港区西部地域学校再編整備計画により、令和9年4月には港中学校と築港中学校を統合し、令和11年4月には八幡屋小学校、港晴小学校及び池島小学校を統合する予定としています。</p> <p>同計画の策定時には、関係校への保護者説明会や、関係地域の方々との対話をはじめ、区民全体への住民説明会や港区区政会議と、いずれも複数日に渡って丁寧に意見交換を行った上で計画案を取りまとめてまいりました。また、計画策定後も小学校・中学校のそれぞれに「学校適正配置検討会議」を立ち上げ、保護者や地域の方の代表者をメンバーとして委嘱し、意見をお聞きし進めているところです。</p> <p>今後も、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」に基づき、港区の児童・生徒の良好な教育環境の確保を適切に進めてまいります。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 教育・人権啓発グループ 電話：06-6576-9940

番号	9. ②
項目	<p>【教育関係について】</p> <p>小学校は地域コミュニティの基礎であり、災害時の避難所として重要な役割がある。廃校となる予定の校舎（港晴小、池島小、築港中）は、災害時の避難場所としての活用はもとより、地域住民がサークル活動などでも気軽に使える場にするなど、地域住民の意見を取り入れること。</p>
<p>(回答)</p> <p>港区においては、学校再編により築港中学校が令和9年3月末、港晴小学校、池島小学校が令和11年3月末に閉校予定となっています。</p> <p>本市における学校再編後の跡地活用については 地域防災拠点機能の継続が必要条件となっており、港晴小、池島小、築港中の跡地については、地域防災拠点機能を継続していくこととして、貸付による活用に向け検討を進めています。</p> <p>港区の学校跡地活用については、先行区の事例も参考に、学校跡地活用検討会議において地域のご意見もお聞きしながら、検討を進めてまいります。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 エリア開発推進グループ 電話：06-6576-9978

番号	10. ①
項目	<p>【廃屋問題】 倒壊や火災の恐れがあるので、何らかの対策をとること。</p>
<p>(回答)</p> <p>空家等対策業務については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、不適切な状態にあると認められる空家について、所有者等に適切に家屋を管理していただくよう指導等をしております。</p> <p>具体的には、現地調査を行い、登記簿や住民票や固定資産台帳の情報から所有者の居所を調査し、情報提供、助言、勧告と段階的に指導を強化し、自主的な改善を促しています。</p> <p>勧告を受けると固定資産税等の住宅用地特例の優遇を受けられなくなり、さらに、命令を受け履行しないとき、十分でないときで、特に必要であると認められる場合、行政代執行という強制力を伴った是正措置が実施されることとなります。</p> <p>また、空家について適切な管理をしていただくよう、区のホームページや広報紙で広報を行うとともに、空き家の利活用を促す補助制度などの情報提供や各種の相談ができる窓口の紹介などを行っています。</p>	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 安全・安心グループ 電話：06-6576-9928

番号	11 ①
項目	(選挙ポスター掲示板について) 弁天3丁目「花ひろば」の選挙ポスター掲示板は人通りが少なく目立たないところに設置されている。逆に4、5、6丁目は全域で一か所しかないので改善を求める。設置協力に向けた土地所有者との協議は進んでいるか。また進捗状況はどうか。
	(回答) 選挙にかかるポスター掲示場は、各投票区の区域面積と選挙人名簿登録者数により設置数が決まっており、主に投票所および駅から地域への主な導線上などに設置しています。 こうした中、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙から、これまでの設置数が投票区の区域が非常に狭いにも関わらず設置数が多く、費用対効果の面でも過剰な設置となっていたことから、大阪市全域で設置数の減数を行っており、これにより弁天3丁目「花ひろば」のポスター掲示場は削減することとなり、現時点で更なる増設は難しい状況です。 何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。
担当	港区役所 選挙管理委員会事務局 電話：06-6576-9626